

○国家戦略特別区域法（平成二十五年十二月十三日法律第百七号）

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があった場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下この条において単に「指針」という。）を作成するものとする。

4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年三月二十八日政令第九十九号）（法第十六条の四第一項の政令で定める業務）

第十六条 法第十六条の四第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

一 炊事

二 洗濯

三 掃除

四 買物

五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の四第一項の政令で定める要件）

第十七条 法第十六条の四第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。

二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の四第一項の政令で定める基準）

第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十六条の四第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。

二 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

三 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定（二に規定する規定を除く。）であつて法務省令・厚生労働省令で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定

(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第一百二条、第一百三條の二若しくは第一百四条第一項(同法第一百二条又は第一百三條の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律百十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ホ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ヘ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下トにおいて「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(又において「暴力団員等」という。))

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからトまで又はリのいずれかに該当するもの

リ 法人であつて、その役員のうちにイからチまでのいずれかに該当する者があるもの

ヌ 暴力団員等がその事業活動を支配する者